平成２２年（フ）第２０７９４号
東京都三鷹市中原４丁目17―41―203
債務者　川村　史絵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８０２号
東京都北区豊島７丁目11―１
債務者　影山　哲啓
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８０８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区明神台１―６―1004
債務者　中村硯一郎
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８１２号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目17―19　クレストC101
債務者　祐川　和也
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８１５号
東京都葛飾区高砂２丁目19―４―201
債務者　藤原　光男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８１６号
東京都葛飾区高砂２丁目19―４―201
債務者　藤原　　愛
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８２９号
東京都中央区勝どき２丁目９―16―504
債務者　関口　邦彦
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３３号
東京都大田区矢口３丁目10―13
債務者　喜多村友子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３７号
東京都渋谷区代々木３丁目52―７―204
債務者　新司由美子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３８号
東京都杉並区久我山５丁目７―25―101
債務者　中川　修一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３９号
東京都目黒区南１丁目17―５―305
債務者　渡辺　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８４０号
東京都板橋区南町14―３　阿部方
債務者　垣内　竹男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５４号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―208
債務者　大屋　里乃（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕3509番地の２
債務者　小林　博美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２３０号
沖縄県うるま市字江洲352番地16　クラシオンＳ505
債務者　金城　和之
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部